

東小学校PTA（保護者と教職員の会）会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、東小学校PTA（保護者と教職員の会）という。

第2条 本会は、延岡市立東小学校内に事務所を置く。

第2章 目的・方針及び活動

第3条 本会は、保護者（これに代わる者）と教職員が協力して、家庭、学校、地域における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 本会は、教育を本旨とし、次の方針に従って活動する。

- 1、児童の教育並びに福祉のために活動するが、基本的に活動は「任意」である。また目的を同じとする他の団体及び機関と協力する。
- 2、特定の政党、宗派にかたよることなく、他のいかなる団体又は機関の支配や干渉をうけない。
- 3、この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4、学校の人事その他の管理運営には干渉しない。

第5条 本会は、第3条の目的を遂げるために、次の活動を行う。

- 1、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境の改善を図る。
- 2、学校の教育環境の整備及び地域の教育振興を支援する。
- 3、会員相互の教育を高め健康増進を図り、親睦を深める。
- 4、その他、本会の目的を達成するための必要な事項。

第3章 会員

第6条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

なお会員は、全て平等の義務と権利を有する。

- 1、東小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる者。
- 2、東小学校の教職員。

第7条 本会の会員は、総会において定める会費を納めるものとする。

第4章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会費と自発的な寄付金及びその他の収入によって運営される。会費は長子3,600円/年、第2子より3,000円/年とする。会費の徴収方法は原則として金融機関取扱いとし、学校の事務処理上年一回払い、もしくは、毎月払いとする。毎月払い時は、学校指定の金額/月とする。

第9条 本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われ、第2章の目的達成以外のために支出しない。

第10条 本会の会計は、支出に際しては、事前に会長の承認を必要とする。

第11条 本会の会計は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 役員

第13条 本会の役員は次のとおりである。

- ・会長 1名
- ・副会長 4名（男性2名女性2名）
- ・書記 2名（内1名は教頭）
- ・会計 1名（事務室より1名）
- ・顧問 若干名（内1名は校長）
- ・企画調整員 1名（学校教務主任）

役員は、東小学校PTAの他の役職、選考委員会又は会計監査委員を兼ねることはできない。ただしPTA組織内の各運営委員会等の代表は会長が努めるものとする。

第14条 会長、副会長、書記、会計、企画調整員、会計監査委員は、選考委員会により選出され、総会の席で承認を受ける。

顧問（校長を除く）、各部長、各委員長は会長が指名する。

第15条 各役員の任期は、1年（総会から総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 会長は、次の職務を行う。

- 1、本会を代表し、会務を行う。
- 2、総会、評議員会、運営委員会を招集する。
- 3、必要に応じて臨時委員会を招集することができる。
- 4、他の役員及び校長の意見を聞いて、各部長及び委員長を各部、各委員会発足前に委嘱することができる。
- 5、評議員会の承認を得て、臨時委員会の委員長及び委員を委嘱することができる。
- 6、選考委員会及び会計監査委員の会議を除く全ての会議に出席して意見を述べるすることができる。

第17条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。

書記が会議へ参加できないときは、副会長が代行する。

第18条 書記は、次の職務を行う。

- 1、総会及び運営委員会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2、記録、通信その他の書類を保管する。
- 3、会長の指示に従って、本会の庶務を行う。

第19条 会計は、次の職務を行う。

- 1、総会が決定した予算に基づいて、全ての会計事務を処理する。
- 2、会長の指示により本会の財産を管理する。
- 3、総会においては、会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。

第20条 顧問（校長を除く）は、必要に応じ、会長が委嘱する。顧問は本会の相談役として常に会長と連絡をとり、必要に応じ本会の各集会に出席し、意見を述べるすることができる。

第21条 企画調整員は、次の職務を行う。

- 1、各種行事の日程及び開催場所の調整。
- 2、各種行事の学校職員との連絡調整。
- 3、その他必要な事項。

第6章 会計監査委員

- 第22条 本会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。
- 第23条 本会の経理を監査し、総会において、その結果報告を行う。
- 第24条 会計監査委員は、必要に応じ随時、会計監査を行うことができる。
- 第25条 会計監査委員は、任期を1年（翌年総会まで）とする。ただし再任を妨げない

第7章 選考委員会

- 第26条 会長、副会長、書記、会計、企画調整員及び会計監査委員の選出は、次のとおり。
- 1、役員及び会計監査委員の選出は、現評議員と各部、各部・各員会から各1名、学校2名にて選考委員会を構成する。
 - 2、選考委員会は、役員並びに会計監査委員別に候補者をあげる。但し、選考委員中候補者にあげられた者は、選考委員を辞さなければならない。
 - 3、その補充は、当該選出母体が行う。
 - 4、候補者の指名は、その名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
 - 5、総会における選出の管理は、選考委員会が兼ねて行う。
- 第27条 選考委員会の委員は、その任期を1年とする。
- 第28条 会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第29条 会長以外の役員に欠員を生じた時は、選考委員会がこれを補充する。
任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 会議

- 第30条 本会の会議は次のとおりとする。
- 1、総会
 - 2、評議員会
 - 3、運営委員会
 - 4、各部、各委員会及び臨時委員会
 - 5、購買部運営委員会（PTA細則で定める）
 - 6、役員会（必要に応じ本会を行う。この会は議決権を有しない）
- 第31条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第32条 総会は、会員の現在数の3分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 第33条 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。
- 第34条 総会は、定期総会及び臨時総会とし会長が招集する。定期総会は5月末までに開催する。
- 第35条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10の1以上の要求があったときに開催する。
- 第36条 総会は、次の事項の審議を行う。
- 1、役員、会計監査委員選出。
 - 2、会計報告。
 - 3、会計監査を経た年度決算報告。
 - 4、年間事業計画並びに年度予算の審議。
 - 5、会則の制定及び改廃。
 - 6、その他の必要な事項。

第9章 評議員会

第37条 評議員会は、総会の決議に基づいて本会の目的をめざし、方針に従って事務を運営し、次の事項を行う。

- 1、各部会・各委員会に置いて企画立案された事項の承認とその処理。
- 2、臨時委員会の設置に関する事項。
- 3、緊急を要する事項の決議及び処理。
- 4、寄付金の徴収及び処理に関する事項。
- 5、会則の疑義の解釈。

第38条 評議員会の過半数の出席により、議事を開き出席者の過半数により議決を要する。

第39条 評議員会の構成は、次のとおりとする。

- 1、役員及び顧問（校長）
- 2、運営委員会の構成員
- 3、学級委員
- 4、学校教職員より選出の評議員会委員若干名

第10章 運営委員会

第40条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- 1、役員及び顧問（校長）
- 2、各部会の部長・各委員会の委員長
- 3、臨時委員会の委員長
- 4、企画調整員（学校教務主任）

第41条 運営委員会は総会の決議に基づいて本会の事務について立案し、必要に応じ評議員会の了承を得てその運営に当たり、かつ各部会、各委員会の連絡調整を図る。また、各部会、各委員会以外の一人一役の会員編成を図り連絡調整を行う。

第42条 運営委員会の過半数の出席により議事を開き、出席者過半数により議決を要する。

第43条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要求があった場合に開催する。

第11章 改正

第44条 本会会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第45条 本会則は、昭和63年4月1日よりこれを施行する。

- ※ 本会則は、昭和63年4月1日よりこれを施行する。
- ※ 本会則は、平成10年5月16日に一部改定。
- ※ 本会則は、平成15年3月18日に一部改定。
- ※ 本会則は、平成18年4月23日に一部改定。
- ※ 本会則は、平成19年5月13日に一部改定。
- ※ 本会則は、平成20年4月20日に一部改定。
- ※ 本会則は、平成21年4月25日に一部改定。
- ※ 本会則は、平成24年5月13日に一部改定。（第8条及び第29条改定）
- ※ 本会則は、平成25年4月19日に一部改正。（会則全体見直し）
- ※ 本会則は、平成26年5月9日に一部改正。（第13条第2項見直し）

- ※ 本会則は、平成27年5月16日に一部改正
- ※ 本会則は、平成28年5月21日に一部改正（第26条第1項見直し）
- ※ 本会則は、平成31年5月12日に一部改正（第27条第1項見直し）
- ※ 本会則は、令和2年4月30日に一部改正（第4条第1項項目追加）

東小学校PTAの細則

第1章 各部会、委員会、委員

第1条 PTA組織として、次の部会、委員会及び委員を置く。

- ・学年委員会
- ・広報部
- ・施設委員会
- ・体育厚生委員会
- ・バザー委員会
- ・地区委員会（令和3年度より各クラス1名 登校班編成作業に従事）
- ・保健給食委員会
- ・生活交通安全指導委員会
- ・体育（運動会準備）委員（体育厚生委員会の要請により活動）
- ・ベルマーク委員会・研修部（令和3年度より廃止）
- ・選考委員会

第2条 各部会、各委員会は、PTA活動の最先端になっている。故に、本会の実情や会員の要求など、内外の情勢の変化に合わせて、PTA活動の在り方を常に再検討し、活動の機関であることを明確にしなければならない。

第3条 各部会、各委員会、委員は学級選出とし、地区委員会は地区選出する。

第4条 各部長、各委員長及び各部員、各委員の任期は1年（総会から総会まで）とする。ただし、再任をさまたげない。

第5条 家庭教育学級を成人教育の一環として開設する。加入は任意である。

第2章 各種部会及び臨時部会

第6条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実施するために必要に応じ各種の部会、委員会を設けることができる。

- 1、各部会、各委員会は、各部長、各委員長が必要と認めた場合、各部長、各委員長が召集する。
- 2、各部会、各委員会は、各部員、各委員で構成する。
- 3、議長は、各部長、各委員長がおこなう。

第7条 各部、各委員会は、運営委員会及び各部担当職員と連携のうえ次のことを審議、決定する。

- 1、活動計画及び連絡調整事項。
- 2、運営委員会に付議する事項、委任された事項。
- 3、その他必要と認めた事項。

第8条 各部会、各委員会は、いかなる事項についても、運営委員会の了承を得るものとする。ただし、緊急を要する場合や特別な事項については、各部会、各委員会の決定に基づいて実行に移すことができる。

第9条 臨時委員会は、運営委員会の承認によりこれを設置し、その任務を終えたとともに解散する。

第3章 購買部運営委員会

第10条 購買部運営委員会を設置し、会長、副会長4名、書記2名、運営委員会3名、企画調整員1名、学校2名にて構成し、購買部運営に関し協議する。議事が生じた場合、速やかに運営委員会を開催するものとする。

第4章 学年委員会及び学級委員会

第11条 学年委員会及び学級委員会は、PTA全体の活動単位として、会員一人一人に結びつけ、学年・学級集会を楽しい学習の場にするを目的とする。

第12条 学年委員会

- 1、目的 学級同士が協力して、学級相互の連絡調整にあたる。
- 2、参加者 各学級から選出された学級委員2名と教師側代表2名が加わり構成される。
- 3、活動 学年、学級の諸問題を協議し、学年としての交流協力について取り上げ、共通意見など会長を通じて運営委員会に提示するための打ち合わせをする。

第13条 学級委員会

- 1、目的 学級運営の円滑、学校環境の充実を図ることを目的とする。
- 2、参加者 学級担任の先生と学級委員、全員
- 3、活動 学級の保護者と教師の心の結びつきができ、自由な話し合いの場となるプログラムづくり、役割等を定める。

第5章 細則の制定又は改廃

第14条 本会の運営に関して必要な細則は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。ただし、緊急に改正する案件が発生した場合は、本会の会則に反しない限りにおいて評議員会の議決を経て会長がこれを定めることができる。

第15条 緊急に細則を制定又は改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第16条 本細則は、昭和63年4月1日よりこれを施行する。

※本細則は、平成10年5月16日に改定。

※本細則は、平成15年3月18日に一部改定

※本細則は、平成18年4月23日に一部改定

※本細則は、平成19年5月13日に一部改定

※本細則は、平成23年5月7日に一部改定（第4条 11項体育委員）

※本細則は、平成25年4月1日に一部改定（細則全体を見直し）

※本細則は、平成31年5月12日に一部改定（第4章 第12条を変更）

※本会則は、令和2年4月30日に一部改正（第1条 講演会参加委員廃止）

※本会則は、令和3年3月31日に一部改正

（第1条 ベルマーク委員会・研修部廃止）

※本会則は、令和3年3月31日に一部改正（第1条 地区委員会）

東小学校 P T A 規程

第 1 章 旅費規程

1 旅費規程

関係機関の研修会並びに会議等に役員より出席要請のあったものについて会長の了承を得て、次の旅費を支払う。

(1) 日当

市内 なし 市外 2,000 円

ただし、5 時間を超えない研修会並びに会議等に出席する場合は、半額の 1,000 円とする。

(2) 交通費

市内 なし 市外 実費とする。

電車・バス・フェリー運賃で支給し、タクシーは含まない。

ただし、全国 P T A ・ 県 P T A ・ 市 P T A の研修会並びに会議等で市 P T A がバス・フェリー運賃・宿泊費・弁当等総括する場合は、市 P T A 指定の金額を支給する。その他、遠方の研修会等出席する場合は、常識の範囲以内で協議し調整を行う。

(3) 会議負担金（交流会費を含む）

指定の金額を支給する。ただし、案内文書等で金額が指定されている場合のみ。

2 慶弔規程

下記の項目について該当あれば支出する。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 会員の死亡（配偶者を含む） | 5 0 0 0 円 |
| (2) 児童の死亡 | 5 0 0 0 円 |
| (3) P T A ・ 学校と関係のある部外者の死亡 | 2 0 0 0 円 |
| (4) その他必要に応じて協議決定する。 | |

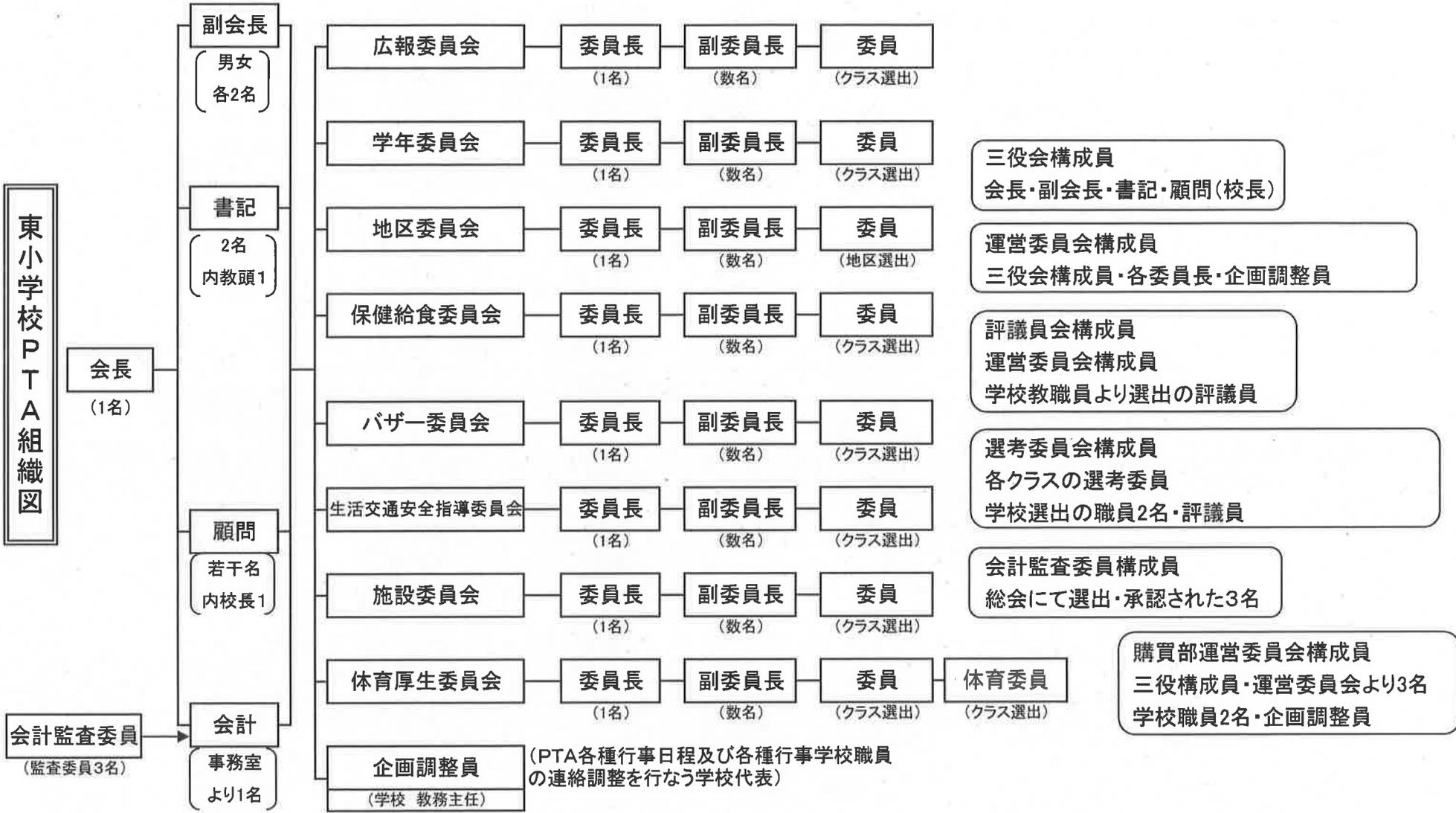
3 本会の運営に関して必要な規程の制定及び改廃は、運営委員会において出席者の 3 分の 2 以上の議決を得て会長がこれを定め、次期総会時に報告を行う。

本規程は、昭和 6 3 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

※ 本規程は、平成 1 0 年 5 月 1 6 日に一部改定。

※ 本規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日に一部改定。（旅費規程）

東小学校PTA組織図



三役会構成員
会長・副会長・書記・顧問(校長)

運営委員会構成員
三役会構成員・各委員長・企画調整員

評議員会構成員
運営委員会構成員
学校教職員より選出の評議員

選考委員会構成員
各クラスの選考委員
学校選出の職員2名・評議員

会計監査委員構成員
総会にて選出・承認された3名

購買部運営委員会構成員
三役構成員・運営委員会より3名
学校職員2名・企画調整員

(PTA各種行事日程及び各種行事学校職員
の連絡調整を行なう学校代表)